



自転車用幼児座席に乗せることができる 子供の年齢制限が拡大されました

★改正の内容

※千葉県道路交通法施行細則改正(令和3年4月12日施行)

自転車の幼児用座席は、これまで「**6歳未満**」の子供しか乗車できませんでしたが、6歳の誕生日を迎えた後も、「**小学校就学の始期に達するまで**」乗車できるようになりました。

※「小学校就学の始期に達するまで」…6歳に達する日(誕生日の前日)の属する年度の3月31日まで

自転車用幼児座席



★乗車できる年齢

保育・就学等	幼稚園・保育園など		小学校
年齢	5歳	誕生日	6歳
	← 誕生日 →		← 入学 →
改正前	乗せることができる 	乗せられない 	乗せられない
改正後	乗せることができる 	乗せることができる 	乗せられない

★子供を乗せるときのルール

自転車は原則として運転者以外の者の乗車が禁止されています。

ただし、以下の場合は、例外的に運転者以外の子供を乗車させることができます。

①16歳以上の運転手が幼児(小学校就学の始期に達するまでの者)1人を幼児用座席に乗車させる場合



②16歳以上の運転手が幼児(小学校就学の始期に達するまでの者)2人を幼児2人同乗用自転車の幼児用座席に乗車させる場合



③16歳以上の運転手が、6歳未満の者1人をヒモなどで確実に緊縛し背負っている場合(②に該当する場合を除く)



- 安全のため、ヘルメットを着用しましょう。
- 自転車用幼児座席は、製品ごとに上限体重や目安身長が定められていますので、使用前に必ず確認しましょう。

子供は2人まで

千葉県警察